

委員会提出議案第1号

令和8年2月17日

栃木市議会議長 梅澤 米満 様

提出者

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ

補助金に関する調査特別委員会

委員長 内海 まさかず

不出頭に対する告発について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

理由 地方自治法第100条第1項の規定に基づく学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会への出頭の請求に対し、別紙の被告発人が正当な理由がなく同委員会に出頭しなかったと認められることから、同条第9項の規定により告発することを提案するものである。

不出頭に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、以下のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

栃木市議会議長 梅澤 米満

(2) 被告発人

佐山 和章

2 告発の趣旨

被告発人の次項の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

被告発人は、栃木市議会に設置された学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和8年2月6日に証人として出頭するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、出頭しなかったものである。

4 告発に至った経緯

本市議会は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項を調査するため、令和7年9月5日に学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を設置した。

調査対象とした上記の補助金は、栃木市から学校法人陽光学園に交付し

た令和４年度及び令和５年度の栃木市民間学童保育事業補助金であり、同法人は、学童保育施設の開設準備経費としてこの補助金の交付を受け、自らが開設・運営していたひまわり学童クラブ２か所の環境整備を行ったものである。

同委員会においては、上記の補助金の交付申請及び実績報告等の一連の手続き、並びに補助金を活用して実施した事業内容を明らかにするため、地方自治法第１００条第１項の規定により、同法人の清算人（補助金交付当時は理事長）である被告発人の証人喚問を令和８年１月１９日、２１日、２３日のいずれかの日程で実施することを決定し、日程の調整を議長に対して依頼した。

議長は、被告発人に対して、令和７年１２月１６日付けの通知により、出頭が可能な日を報告するよう要請したところ、令和７年１２月２３日に、被告発人から調査は公平性を欠き、議会の権限の範囲を逸脱していること等から出頭は困難である旨が記載された申出書が提出され、出頭日の返答はなかった。

これを受けて、同委員会は、被告発人の申出は証人喚問への出頭を拒む正当な理由に当たらないものと判断し、令和８年１月１９日に証人喚問を実施することを議決し、議長から被告発人に対して、令和７年１２月２６日付けで証人喚問出頭請求書を送付した。

これに対し、被告発人からは、令和８年１月８日に、証人喚問への出頭の意向はあるものの、同席させることを希望する補佐人との日程調整に加えて、この調査と関連する係争案件があるので、令和８年２月１９日より後に証人喚問を実施するよう要望する旨が記載された申出書が提出された。

これを受けて、同委員会は、令和8年1月19日の証人喚問は中止とするものの、被告発人の申出にある係争案件とこの調査には直接の関係はないことから、申出に基づき令和8年2月19日より後に証人喚問を実施する理由はないものと判断し、令和8年1月26日、27日、29日のいずれかの日程で証人喚問を実施することを決定し、日程の調整を議長に対して依頼した。

議長は、被告発人に対して、令和8年1月14日付けの通知により、出頭が可能な日を報告するよう要請したところ、被告発人からは、令和8年1月20日に、上記の日程では同席させることを希望する補佐人に予定があること、自らが多忙であること等から出頭は困難であり、時間的猶予が必要である旨、加えて、証人喚問に対する要望事項及び報道や議員個人の情報発信に対する要望事項等が記載された申出書が提出された。

これを受けて、同委員会は、被告発人の申出は証人喚問への出頭を拒む正当な理由に当たらないものと判断し、令和8年2月6日に証人喚問を実施することを議決し、議長から被告発人に対して、令和8年1月22日付けで証人喚問出頭請求書を送付した。

これに対し、被告発人からは、令和8年2月3日に、この調査は、補助金対象の工事等を実施した取引業者までを証人喚問や記録の提出の対象としていることから、調査の範囲を逸脱し、必要性・相当性を欠いているとともに、市議会と新聞社等と連携して証拠のない内容の報道がなされるなど特定人物・法人の狙い撃ちを目的とした調査であること、さらに、市の事務との直接的関連性が明確でなく、調査の範囲・内容が必要最小限を超えており、地方自治法第100条に基づく調査権限を逸脱し違法であることから、令和8年2月6日の証人喚問には出頭できない旨、加えて、ル

ールを決めれば証人喚問に出頭する意思はあるが、同席させることを希望する補佐人との日程調整に加えて、自身が抱える係争案件と経営する会社の決算時期に当たり多忙であるため、4月中旬以降に証人喚問を実施するよう要望する旨が記載された申出書が提出された。

被告発人は、この調査が調査権の範囲を超えていたり、濫用であるから出頭はできないことを不出頭の正当な理由と主張しているが、市補助金を対象とする調査において、その補助金の交付を受けた法人の代表者である被告発人を対象として証人喚問を実施することは、調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭を請求することができる旨を定めた地方自治法第100条第1項に基づく調査権の範囲内であることは明らかである。

加えて、被告発人は補助金の交付を受けた法人の代表者であり、交付申請の手続きや実際の事業実施においても主導的な役割であったことは調査において明らかになっていることから、証人喚問の対象者とすることは、事実を究明する上で必要不可欠なものである。

よって、被告発人の不出頭の理由は正当なものとは認められない。

また、上記のように、本市議会は、証人喚問の実施に当たっては、日程の事前調整を行うとともに、ときには、証人の準備期間等も考慮し、証人からの申出に基づいて証人喚問を中止する対応も行い、可能な限り出頭しやすい環境を整えてきたが、被告発人は、申出書において、出頭を拒否する意思表示をし続けている一方で、証人喚問の期日を延期するよう何度も繰り返し訴えている状況を踏まえると、実際には出頭の意味はないものと判断せざるを得ない。

これらのことから、令和8年2月6日の証人喚問に対する不出頭をもつ

て、告発を行うものである。